



～～商標法が改正されます～～

音などの新しいタイプの商標出願に向けた準備は、進められていますでしょうか？

ご存知のとおり、遅くとも来年（平成27年）の5月14日までに、改正商標法が施行されます。これまでに得られた情報を以下にまとめましたので、出願をご検討される際の一助としていただければ幸いです。なお、現時点では、具体的な保護対象を規定する政令などが公表されていないため、今後、追加・変更の可能性はあります。また、審査基準も公表されていないため、細かい登録要件などについても未定の状況です。

1. 保護対象の拡大

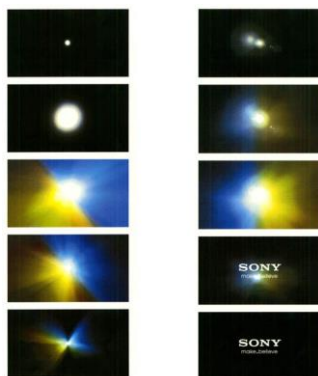
①動きの商標、②ホログラムの商標、③輪郭のない色彩商標、④位置商標、⑤音の商標が新たに保護対象となる予定です。

1) 動きの商標とは

例えば、テレビやコンピュータの画面などに映し出される、動きのある映像等

(EU の登録例)

CTM 登録第 8195992 号



(EU の登録例)



登録番号: 003429909
指定商品/役務: 通信等
権利者: Nokia Corporation

指定商品: 第 9、28、35、37、38、41、42、45 類
consumer video games machines adopted for use with an external display screen
or monitor; consumer video game software など

権利者: Sony Corporation

2) ホログラムの商標とは

図形などが見る角度によって変化してみえる商標

(ドイツの登録例)

登録番号 30453281 号

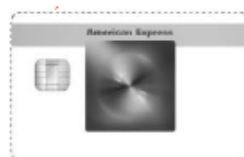


指定商品: 第 9 類、第 16 類

Fotografische, optische, wissenschaftliche, Film-, Vermessungs-, Mess-, Signal-, Kontroll-, Rettungs- und Unterrichtsapparate und -instrumente; Kameras, など

権利者: Nikon GmbH

(米国の登録例)



登録番号: 3045251
指定役務: 第36類(クレジットカードサービス)

説明文:
Color is not claimed as a feature of the mark. The mark consists in part of a hologram image in the center of the mark. The stippling is a feature of the mark.

権利者: American Express Company

3) 輪郭のない色彩商標とは

図形などと色彩が結合したのではなく、色彩のみからなる商標であって、複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがある。

(米国の登録例)

登録番号 3252941 号



指定商品: 第 16 類

Stationery; in particular erasers, including erasers made of plastic or rubber materials など

権利者: Tombow Pencil Co., Ltd.

(EU の登録例)

CTM 登録第 2177566 号

商標: (上が青色でその下が赤色の水平のストライプ)



指定商品: 6 類 金属製建築材料等

色彩の表示: Blue: Ral 5015, red: Ral 2002.

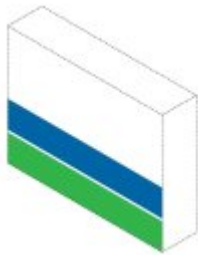
商標の説明: The distribution and ratio of the colours to each other is 50-50, whereby the colour blue runs horizontally above the colour red, forming a striped whole.

4) 位置商標とは

図形などの標章と、それが商品に付される際の位置の特定によって構成される商標

(米国の登録例)

登録第 3776468 号



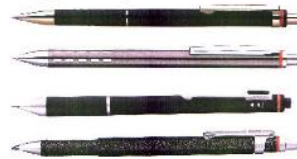
指定商品: 第 5 類

Medicated transdermal patches for the relief of aches and pains of muscles and joints associated with arthritis, simple backaches, strains, bruises and sprains.

権利者: Hisamitsu Pharmaceutical Co., Inc.

(EU の登録例)

CTM 登録第 3892015 号



指定商品: 16 類 筆記具

商標の説明: The object of the position mark is the way in which a red ring is arranged on writing implements, drawing implements and compasses ("red ring"). The following identifying positions shown thereby appear.

赤い輪を、筆記用具のノック部分の直ぐ下という位置に特定した点に出所識別力があるとして登録

5) 音の商標とは

音楽、音声、自然音などからなる商標であって、聴覚で認識される商標

(EU の登録例)

CTM 登録第 8622144 号



指定商品: 第 12 類

Motor vehicles, namely, automobiles, trucks, vans, sport utility vehicles and structural parts therefor.

権利者: Nissan Jidosha Kabushiki Kaisha
(also trading as Nissan Motor Co., Ltd.)

(EU の登録例)



登録番号: 002529618

指定商品: 薬剤等

権利者: Hisamitsu
Pharmaceutical Co., Inc.

2. 出願時の特例規定はなし

平成19年4月1日から、小売等役務の保護制度が導入されています。その際には、施行日当日に出願が集中することが予想され、出願人及び特許庁の出願事務に支障を来すおそれがあるため、出願の集中を緩和することを目的として、出願時に関する特例期間が設けられました。平成19年4月1日から7月2日までに提出された小売等役務に関する出願は、他人の小売等役務に係る出願との間では同日に出願されたものとみなされました（附則第7条）。

これに対し、今回の改正法では、出願時の特例規定は設けられない予定です。

ただし、継続的使用権は経過措置として規定される予定となっています（附則5条3項）。例えば、ある音の商標を改正法施行前から不正競争の目的でなく使用してきた者は、その音を使用してきた商品又は役務の範囲内において、継続的に使用することができます。

先願主義を採っている我が国の商標法の下では、安全で迅速な権利化を図るべく、早期に出願をすることが望ましいといえるでしょう。



鈴榮特許綜合事務所

東京都港区虎ノ門1丁目3番2号

勸銀不二屋ビル 6F

商標意匠部

TEL 03-5510-3198 FAX 03-3507-0861